

第22回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年4月20日（水）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和4年4月20日（水）午前10時00分から午前11時00分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男、
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
星川 旭 推進委員 戸崎 浅一 推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の
件について
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第7 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第8 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子、副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、主任 齋藤純一
主事 松本ひなた
7. 会議の概要
令和4年4月20日（水）【午前10時00分開会】

●局長 定刻を過ぎましたので、第22回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさんこんにちは。農業委員さん全員の出席と推進委員の星川さん、戸崎さんに出席をいただきまして誠にありがとうございます。

先日、農業委員会会長、局長会議がございまして、農業経営基盤促進法の一部改正があり、農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省職員からお話がありました。新たな農用地利用最適化として、地域計画の作成、目標地図を作らなければなりません。来月にでも、農業委員、推進委員さん全員で研修会を開いていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

今日は、皆さんのご協力をいただきまして、スムーズな総会にしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、5番 篠原 正明 委員、6番 高橋 宏治 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。1ページをご覧ください。

3月28日(月) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

いちご一会とちぎ国体壬生町実行委員会 第3回常任委員会は、議案等の書面審議を3月30日までに提出という形で行われました。梁島会長が、実行委員会副会長になっております。

4月1日(金) 新年度辞令交付式が役場正庁で行われ、梁島源智会長が、今年度農業委員会で異動のあった職員に辞令交付を行いました。

4月13日(水) 農業委員会会長・事務局長会議が宇都宮市の自治会館で行われ、

梁島源智会長と私が出席いたしました。

4月15日（金）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、第3会議室と現地で行われ、刀川正己農業委員、大橋好一農業委員、高橋敏男農業委員、星川旭推進委員、戸崎浅一推進委員、事務局より宇賀神 尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。4月5日、火曜日締切りの時点で、9件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (安塚1) 自作地 15畝

譲受人 _____ (安塚1) 自作地 8.2畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 386㎡

壬生町大字 _____ 畑 895㎡

合計 1281㎡

売買による所有権移転 _____円 稼動 1人

第2項

譲渡人 _____ (安塚中央) 自作地 3.1畝 借受地 2.4畝

譲受人 _____ (鹿沼市) 自作地 1.45畝 借受地 2.5畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 482㎡

売買による所有権移転 _____円 稼動 2人

第3項

譲渡人 _____ (上表町) 自作地 1 6 5 ㌥

譲受人 _____ (今井) 自作地 9 4 ㌥ 借受地 4 8 5 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 9 7 1 ㎡

交換による所有権移転 稼働 1人

第4項

譲渡人 _____ (今井) 自作地 9 4 ㌥ 借受地 4 8 5 ㌥

譲受人 _____ (上表町) 自作地 1 6 5 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 4 8 5 ㎡

壬生町大字 _____ 田 4 8 5 ㎡

合計 9 7 0 ㎡

交換による所有権移転 稼働 1人

第5項

譲渡人 _____ (西部) 自作地 1 4 3 ㌥

譲受人 _____ (北原) 自作地 5 9 7 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1 9 3 0 ㎡

売買による所有権移転 _____ 円/10 a 稼働 4人

第6項

譲渡人 _____ (中泉) 自作地 3 2 8 ㌥

譲受人 _____ (安塚一) 自作地 7 5 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 3 0 1 4 ㎡

売買による所有権移転 _____ 円/10 a 稼働 2人

第7項

譲渡人 _____ (おもちゃのまち) 自作地 1 1 2 ㌥ 借受地 1 5 ㌥
貸付地 5 1 ㌥

譲受人 _____ (佐野市)

自作地 2 4 ㌥ 借受地 1 1 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 2 4 9 7 ㎡

壬生町大字 _____ 田 8 0 0 ㎡

壬生町大字 _____ 畑 9 3 5 ㎡

壬生町大字 _____ 畑 9 3 5 ㎡

合計 5167㎡
売買による所有権移転 _____円 稼働 2人

第8項

賃貸人 _____ (上表町) 自作地 77㍍
賃借人 _____ (中表町) 自作地 90㍍ 借受地 95㍍

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 545㎡
壬生町大字 _____ 田 1008㎡
合計 1553㎡

3年間の賃借権設定 稼働 1人

第9項

譲渡人 _____ (西部) 自作地 71㍍
譲受人 _____ (北原) 自作地 597㍍

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1064㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働 4人

以上、第1項から第9項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたましたが、いずれも要件を満たしております。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号第1項について説明いたします。

去る4月18日に譲受人の _____ さんの立会いのもと、琴寄農業委員、中川推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認を行いましたので報告いたします。

チェックシートに従い1番から7番まで確認しましたが、いずれも問題が生ずる恐れがなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和も満たしておりますので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただ

いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員(2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項の案件について、去る4月18日に譲受人、_____氏立ち会いのもと、高橋宏治農業委員、鈴木良一推進委員とともに現地調査を行い周辺地域の関係について現地確認いたしましたことを報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れもなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件も満たしておりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

農地法第3条、3項案件について報告いたします。この案件は4月16日に、篠原正明農業委員、地区担当の星川旭推進委員、譲受人の_____氏と私で確認してまいりました。現地は以前、砂利採取した土地の一角に_____さんの農地があります。交換することによって一区画になるための今回の申請になります。

チェック項目に関しましても問題はないと思いますので、3項案件、審議よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

引き続き第4項の案件について、ご説明いたします。4項案件も3項案件と同じく、4月16日、篠原正明農業委員、地区担当の星川旭推進委員、譲渡人の_____氏と私で確認してまいりました。現地は2カ月くらい前に、_____氏より買い付けた農地になります。譲受人、_____氏も承諾しましたことを確認いたしましたし、チェック項目についても問題はないものと思われますので報告いたします。4項案件、ご審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第5項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

第5項の案件について、去る4月14日、譲受人、_____氏の妻の立ち会いのもと、清水利通農業委員、木野内佳代子推進委員とともに現地調査を行いました。1番から7番まですべての項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れもなく、地域との調和を目指しておりましたので報告いたします。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第6項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 4番 大関 孝男 委員

●4番 大関 孝男 委員 (6項の現地調査の結果並びに補足説明)

第6項の案件について、去る4月11日に譲渡人、_____氏の奥様、譲受人_____氏立ち会いのもと、農業委員の早乙女誠農業委員、白井推進委員とともに現地調査を行いました。_____氏は_____の当該地の隣に_____を作付けしておりまして、この新しい土地も_____を作付けする予定です。1から7の項目について、確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはありません。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第7項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員 (7項の現地調査の結果並びに補足説明)

第7項の案件につきまして、去る4月18日に譲受人の_____従業員の_____氏、及び、代理人行政書士の_____さんの立ち会いのもと、琴寄農業委員と中川推進委員とともに現地確認を行い周辺地域との関係について現地調査を行いましたので報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生ずる恐れもなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和を目指しておりましたので報告いたします。

... ○議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員

この_____というのは、何をこの農地でやろうとしているのですか。

●6番 高橋 宏治 委員

私の方から説明します。小麦と大豆を作る予定で、上はのちのち、ソーラーシェアリング、上にソーラーを作る予定と聞いております。

●事務局 宇賀神農地調整係長

補足説明なんです、もともとソーラーシェアリングをやるという事で、農地を取得するという事なんです、_____という会社は佐野市の方で農地所有適格法人の認定を受けておまして、すでに農地も佐野市と足利の方に農地を所有している法人になります。営農型のソーラーシェアリングについても、この場所自体は青地なのですが、県の農業振興事務所に農政課を通じて確認しまして、周りが宅地に囲まれておまして、農地のど真ん中ではないという事で、ソーラーシェアリングをやるにあたっては、できない場所ではないという事を確認しています。ただ営農型太陽光発電をやるにあたっては、すんなりOKという事ではなくて、周辺の影響とか作物がちゃんと作れるかとかを申請書類として出していただく必要がありますので、今後については、協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長 ありがとうございます。他にありますか。それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第8項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (8項の現地調査の結果並びに補足説明)

引き続き8項案件について説明します。3項案件と同じ4月16日、篠原正明農業委員、地区担当の星川旭推進委員、賃借人の_____氏と私で現地確認をいたしました。

現地は_____人から返ってきた農地の隣接した農地になります。チェック項目に従い確認しましたが問題の無かったことを報告いたします。審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございました。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第9項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員 (9項の現地調査の結果並びに補足説明)

第9項の案件について、去る4月14日、譲受人、_____氏の妻の立ち会いのもと、清水利通農業委員、木野内佳代子推進委員とともに現地調査を行いました。1番から7番まですべての項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れもなく、地域との調和を目指しておりましたので報告いたします。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

-
- 議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 [宇賀神農地調整係長]

それでは議案書5ページ、議案第2号 農地法第5号の規定による許可申請の件

について、ご説明いたします。4月5日、火曜日の締切り時点で2件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (助谷)

譲受人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	田	2 9 9 3 m ²
壬生町大字 _____	田	3 1 8 6 m ²
	合計	6 1 7 9 m ²

資材置場 売買による所有権移転

第2項

賃貸人 _____ (国谷南)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	1 2 9 5 m ²
-------------	---	------------------------

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第2項案件につきましては、この後の事業計画変更申請の第1項案件と同一事業となっております。今回の申請地である _____ 番の隣接地は令和4年の2月に園芸用土採取で一時転用許可を受けております。隣接地である今回の土地の所有者から、土採取の依頼を受けたことから、事業の区域を拡張する変更申請となっております。つきましては拡張部分の新規申請と区域拡張による変更許可申請の2件の申請となっております。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る4月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長1番 刀川 正己 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、4月15日(金)に、私と大橋好一委員、高橋敏男委員、星川 旭推進委員、戸崎浅一推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神 尚係長、齋藤 純一主任の8名で調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

申請地は、壬生町_____から南東に_____mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、土木工事業・コンクリート製品販売等を営んでおりますが、残土やコンクリート製品をストックできる資材置場が必要であるため、今回の申請に至っております。申請地は、事務所からも近く、十分な面積を確保できることから最適地として選定しました。事業資金_____万円は、自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、4月28日開催の、栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員(2項案件について報告)

次に第2項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に約_____mに位置する農地で、農振農用地に該当します。事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。

採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については栃木市内の_____から調達予定であります。事業資金_____万円については自己資金で対応します。転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることに付いて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可

やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

-
- 議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは、議案書6ページ、議案第3号「農地法5条の規定による許可の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。4月5日、火曜日の締切り時点で1件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (上三川町)

_____ (国谷南)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1 6 2 6 m²

壬生町大字 _____ 畑 1 2 9 5 m²

合計 2 9 2 1 m²

園芸用土採取を目的に令和4年2月21日付で許可を受けておりますが、採取面積の変更という事で、事業計画の変更申請を行っております。説明は以上です。

- 議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る4月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の1番 刀川 正己 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ4月15日金曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

こちらの案件につきましては、令和4年2月21日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けておりますが、採取地の隣接土地所有者から新たに園芸用土採取の同意が得られたことから、採取面積拡張の申請をしたいという事です。当初の許可期限である令和5年2月中に事業が完了する計画となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。よろしくご審議ください。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員

これは前の2号案件の同じ案件という事ですが、前の案件が1年間という事で4月末終了となるという事ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

あくまでも、案件としては2月の許可と同じ案件となりますので、期限としては来年の2月中です。

●6番 高橋 宏治 委員

両方とも2月という事ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

両方とも2月中という形になります。

●6番 高橋 宏治 委員

分かりました。理解しました。

○議長 他にございますか。

1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

これ以外で、2月の園芸用土採取の_____の所を見てきたので、報告してください。

●事務局 宇賀神農地調整係長

2月に許可が出た_____の_____の農地の園芸用土採取に関してなんですが、現地調査の日に委員の方に見ていただきまして、やはり保安角度が45度ではなく急な角度になっていることと、ネットが道路側の方は張ってあったのですが、残りの宅地側の方が張ってない状況が確認できましたので、現地を見に行っただ後の先日、業者の方に早急にネットを張るようにという事を指導しております。また保安角度についても45度の保安角度を守るようにという事を指導しました。以上です。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員

当初の申請の許可期限ですが、令和4年2月21日から令和4年2月20日とありますが、令和5年の間違いじゃないですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

間違いです。令和5年の2月20日です。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書7ページからの議案第4号、壬生町農用地利用集積計画の件について、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に 8 ページから 10 ページの利用権の新規・賃借権分について、6 件、37 筆、面積合計が 38,938.52㎡となっております。

次に議案書 11 ページのとおり、利用権の再設定、賃借権分について、1 件、1 筆、面積が 2,558㎡となっております。

次に議案書 12 ページになります。一括方式の新規賃借権分について、2 件、4 筆、面積合計が 4,324㎡となっております。

次に議案書 13 ページから 14 ページになります。一括方式の、新規使用賃借権分について、9 件、28 筆、面積合計が 27,142㎡となっております。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 4 号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 4 号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に日程第 6 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件について」は、議案書の 15 ページから 18 ページに 10 件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に、日程第7 報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページの3件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の20ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に「その他」についてお願いします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 松本主事

お配りしました事務連絡をご覧下さい。

1番の役場内クールビズについて、5月1日から10月31日までが実施期間となります。

ノーネクタイ、上着着用なしとなります。ただし、期間内であっても、当日の気温等に合わせ上着を着用するなど、各自ご対応ください。

●事務局 宇賀神農地調整係長

続きまして2番の、農業委員会活動実績簿についてご説明させていただきます。

先日2022年度の活動記録簿を配布いたしました。ご存じのとおり様式が大きく変更されております。今回の活動記録簿の変更につきましては、先日の総会でもお話ししましたが農林水産省で発出した農業委員会による最適化活動の推進が背景にあります。最適化の目標を設定しまして、活動、実施状況及び目標の達成状況の評価をして、結果を報告することとなったため、これをふまえての大幅な改定がなされています。

これまでの記録簿は活動した日付と場所を記載していただいて活動内容の該当する項目をチェックしていただく形だったのですが、今回から活動の相手方や具体的な活動の内容を記載して、一回の活動内容を記載するスペースが大きくなっております。

記載する部分は今までより大きくなってしまっているのですが、○で囲む部分もありますので、整理しやすくなったと言えるかと思えます。

一番目立つのは12番の詳細の所だと思うのですが、記載例のように詳しく事情まで書く必要はありませんので、何をやったかという事が分かればそれで大丈夫ですので、ぜひその部分の記載をお願いしたいと思えます。

あと、活動したことをその日のうちに記録簿の方に記載していただきたいと思えます。これまでに比べて農業委員会の活動が表に出る状況ですので、委員の皆様がこれまでもご尽力いただいているのは十分承知しているのですが、表に世間一般に、地域内外に示していくにはやはり記録簿に漏れなく記載することが不可欠ですので、これからぜひ記録簿の記載の徹底をお願いしたいと思えます。

あと事務局からのご相談なのですが、これまで記録簿の提出を3か月に1度、3か月分纏めて提出していただいていたのですが、何か月か前のことを思い出して書いているのかなという気もするので、よろしければ毎月の提出にした方がいいのかなと、あくまでもお願いなので、相談なのですが、どうでしょうか。

もし1か月ごとなんてやってられないよというのであれば、これまで通り3か月纏めての提出でやりたいと思っているのですが。

●2番 大橋 好一 委員

いまこの記載例をみているんだけど、自分の圃場に行くときに気が付いたことを20分くらい見たのも書けと言われると、毎日書けるよね。農業をやっている毎日圃場に行くのだから、何か書けるよね。

○議長 総会の時に提出という形でいいのかな。

前の月のものを提出という形で。総会の時に提出というのがいいね。わざわざ来るよりもね。

どうですか皆さん。毎月提出で。

○議長 では、毎月にします。

●事務局 宇賀神農地調整係長

推進委員のみなさんは、ファックスか、お持ちいただくかになってしまうのですが、よろしくお願いします。

○2番 大橋 好一 委員

内容的にはどのようなことを書くのかわからない。農業委員会関係で農業委員の仕事に関係するものだけなのか、土地改良の方もあつし、両方かぶつちやつてるものもあるし、側溝とか用排水にゴミが詰まっているとかさ、そういうのも書けるの。

●事務局 宇賀神農地調整係長

農業会議の説明だと、地元の農業者や農地の為になつたことであれば、個人的にやつたことであつたとしても、それは最適化活動に含まれる、書いていただきたいという事です。

○2番 大橋 好一 委員

草刈りが遅いとか、放棄地で草が茂つているとかそういうのもいいんですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうです。それで今回、一回の活動で1枚の用紙を使うようになってしまつたので、紙が足りないのではないかと思ひ、余分にお配りしました。

○議長 農業委員の立場で行つたものは、全部書いた方がいいんですよ。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうです。

ちなみに一月の活動でゼロ日ということが一回でもあつると、その農業委員会は交付金対象外となるので、なにかしらやつていただいていると思ひるので、記載をお願いいたします。

- 議長 事務局からは以上ですか。
- 局長 総会の予定表がお手元にあると思うのですが、来月から庁舎移転となりまして、新庁舎の方になりますので、よろしく願いいたします。
以上になります。
- 議長 朝のうちに言った、農業経営基盤促進法の一部改正で、連休明けにでも研修会を開催したいと思いますが、いつ頃がいいですか。
- 局長 会議室の空き状況も確認しないと、ちょっとわからないです。
- 議長 5月16日の週はどうですか。田植えとかで忙しいかな。
じゃ、5月の総会の時に決めますか。
- 2番 大橋 好一 委員
そうだね、田植えとかでいそがしいからね。
- 議長 じゃあ、5月の総会の時に、また日にちを決めるという事で。
- 議長 他に皆様から何かありますか。

-
- 議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第22回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【午前11時00分閉会】

会 長 梁 島 淳 智

5 番 篠 原 正 明

6 番 高 橋 宏 治